

群馬県有料老人ホーム設置運営指導要綱

一部改正	平成 3 年 9 月 3 日
一部改正	平成 4 年 8 月 13 日
一部改正	平成 9 年 1 月 16 日
一部改正	平成 10 年 4 月 1 日
一部改正	平成 17 年 4 月 1 日
一部改正	平成 18 年 4 月 1 日
一部改正	平成 30 年 9 月 12 日
(最終改正)	介高第 30031-7 号

目次

第 1 章 総則 (第 1 条-第 3 条)
第 2 章 事前協議 (第 4 条・第 5 条)
第 3 章 届出等 (第 6 条-第 12 条)
第 4 章 雑則 (第 13 条-第 15 条)
附則

第 1 章 総則

(目的等)

第 1 条 この要綱は、群馬県内における有料老人ホームの設置及び運営について、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）、老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号。以下「省令」という。）及び老人福祉法施行細則（平成 5 年群馬県規則第 50 号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、高齢者が安心して生活することができるよう、良好な居住環境及び生活支援サービスを提供する優良な有料老人ホームの設置及び運営を実現し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 この要綱は、有料老人ホーム等設置運営標準指導指針（平成 22 年 7 月 26 日付け介高第 30031-1 号。以下「指針」という。）と一体となって解釈され、及び運用されなければならない。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 法第29条第1項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者居住法」という。）第5条第1項の登録を受けたもの以外のものをいう。
- (2) 設置予定者 群馬県内において有料老人ホームを設置しようとする者（高齢者居住法第5条第1項の登録を受けようとする者を除く。）をいう。
- (3) 設置者 群馬県内において有料老人ホームを設置し、及び運営している者をいう。
- (4) 設置予定者等 設置予定者及び設置者をいう。
- (5) 設置届出 法第29条第1項の規定による届出をいう。
- (6) 変更届出 法第29条第2項の規定による届出をいう。
- (7) 休廃止届出 法第29条第3項の規定による届出をいう。

(設置予定者等の責務)

第3条 設置予定者等は、この要綱及び指針の規定を誠実に遵守するとともに、設置予定地等を管轄する市町村長の意見に十分配慮するものとする。

- 2 設置予定者等は、有料老人ホームの設置及び運営に当たり、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「協会」という。）への入会及び協会の運営する入居基金（以下「基金」という。）への加入に努めるものとする。

第2章 事前協議

(事前協議)

第4条 設置予定者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第43条の規定による開発許可又は建築許可の申請より前（これらの許可を要しない場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認（以下「建築確認」という。）の申請より前）に、次の各号に掲げる事項に係る書面を添えて、有料老人ホーム設置事前協議書（別記様式第1号）により正本1部及び副本2部を知事に提出するものとする。

- (1) 設置主体に関する事項
 - (2) 立地条件に関する事項
 - (3) 規模及び設備構造に関する事項
 - (4) 職員の配置等に関する事項
 - (5) 施設の管理・運営に関する事項
 - (6) 入居者に提供するサービスに関する事項
 - (7) 事業計画に関する事項
 - (8) 資金計画に関する事項
 - (9) 利用料等に関する事項
 - (10) 契約内容等に関する事項
 - (11) 情報開示に関する事項
 - (12) 募集計画、市場分析及び市場調査に関する事項
- 2 知事は、前項の事前協議書を受け付けたときは、その設置を予定する区域の市町村長に対し、当該事前協議書の副本及び有料老人ホーム事前協議に係る市町村意見書（別記様式第2号）を送付し、その意見を求めるものとする。
 - 3 知事は、第1項の事前協議の結果、法、省令その他法令又はこの要綱若しくは指針の規定に基づく指摘事項を添えて、設置予定者に対して事前協議を終了する旨の通知を行うものとする。
 - 4 前項の事前協議の終了の日から1年後の日までに当該事前協議に係る設置届出のないときは、当該事前協議の終了の効力を失う。
 - 5 知事は、設置予定者に対し、第3項の通知に第2項の市町村長の意見を添付し、当該市町村長の意見を設置予定者に通知するものとする。ただし、市町村長の意見がないときは、この限りではない。
 - 6 設置予定者は、第3項に規定する通知を受領した後、建築確認申請を行うものとする。

（事前協議の省略）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、同項の規定による有料老人ホーム設置事前協議書の提出を要さない。

- (1) 老人福祉施設（法第5条の3に規定する老人福祉施設をいう。第3号において同じ。）その他の施設から有料老人ホームへ転換するとき又は既存の建物を有料老人ホ

ームとしようとするとき。

(2) 有料老人ホームの事業の譲渡又は設置者の法人の分割若しくは合併により新たな設置予定者が有料老人ホームを設置しようとするとき。

(3) 設置届出を行わずに法第29条第1項に規定する事業を行っている者（老人福祉施設若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居の設置者又は高齢者居住法第5条第1項の登録を受けた者を除く。以下「未届有料老人ホーム事業者という。）が当該事業に関し設置届出を行おうとするとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、有料老人ホームを設置しようとするに当たり、当該有料老人ホームの建物について建築確認を受ける必要のないとき。

2 前条第2項の規定にかかわらず、知事は、次の各号に掲げるときは、同項の規定による市町村の意見の求めを省略することができる。

(1) 群馬県高齢者保健福祉計画に定める地域密着型、介護専用型又は混合型特定施設の整備計画に基づき県保健福祉事務所又は市福祉事務所において設置希望者の中から選定された設置候補者が有料老人ホームを設置しようとするとき。

(2) 特別の事情により市町村の意見を求める暇のないとき。

3 前条第2項及び第5項の規定は、第1項の場合において設置予定者が有料老人ホーム設置届出を行うときに準用する。

(増築・改築・定員変更の事前協議)

第6条 設置者は、有料老人ホームの増築若しくは改築（いずれも軽易なものを除く。以下同じ。）又は定員の変更を行おうとするときは、その1か月前の日までに、次の各号に掲げる書面のうち増築若しくは改築又は定員の変更に関するものを添えて、有料老人ホーム増築改築定員変更事前協議書（別記様式第3号）により正本1部及び副本1部を提出するものとする。

(1) 立地条件に関する事項

(2) 規模及び設備構造に関する事項

(3) 資金計画に関する事項

2 前項の規定は、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。

第3章 届出等

(設置届出)

第7条 設置予定者は、建築確認通知書の受領後、速やかに法第29条第1項各号及び省令第20条の5各号に規定する事項に関する書類を添えて、有料老人ホーム設置届（施行細則別記様式第23号）により正本1部及び副本1部（第4第1項に規定する事前協議を行わなかったときは、副本2部）を知事に提出するものとする。

- 2 設置届出に当たっては、協会への入会、基金への加入に必要な審査を受けているものとする。
- 3 入居者の募集は、設置届出が受理された後に開始するものとする。
- 4 知事は、有料老人ホーム設置届の内容を確認し、法、この要綱又は指針の規定に基づく指摘事項のあるときは当該指摘事項を添えて、設置予定者に対して当該有料老人ホーム設置届を受理した旨の通知を行うものとする。この場合において、当該指摘事項の改善状況の報告を行うべき日を定めるものとする。
- 5 設置者は、前項後段の改善状況の報告を保健福祉事務所に行うものとする。

(建設工事の着工)

第8条 建設工事の着工時において相当数の入居見込者が確保されていない場合は、十分な入居者を確保し安定的な経営が見込まれるまでの間については、入居一時金の返還金債務について銀行保証等が付されるものとする。

- 2 設置予定者は、建設工事の着工に際しては、あらかじめ、前項に定める事項の充足状況等を明らかにする書類及び建設工事の工程表を添えて、建設工事着工届（別記様式第4号）を知事に提出するものとする。

(変更届及び休廃止届)

第9条 変更届出は、別表に定める書類を添えて、有料老人ホーム変更届（施行細則別記様式第24号）により正本1部及び副本1部を保健福祉事務所に提出するものとする。

- 2 休廃止届出は、休止又は廃止となった後の入居者の処遇を明記した入居者一覧表を添えて、有料老人ホーム休廃止届（施行細則別記様式第25号）により正本1部及び副本1部を保健福祉事務所に提出するものとする。
- 3 保健福祉事務所長は、第1項の有料老人ホーム変更届及び前項の有料老人ホーム休廃止届の提出があったときは、これを知事に進達するものとする。

(事業開始報告)

第10条 設置予定者は、有料老人ホームの運営を開始しようとするときは、次の各号に掲げる事項に係る書面を添えて、その2週間前の日までに事業開始報告（別記様式第5号）により正本1部及び副本1部を知事に提出するものとする。

- (1) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
- (2) 消防用設備等検査済証の写し
- (3) 事業開始月の勤務予定表（併設介護保険事業所の勤務予定表を含む。）
- (4) パンフレット

(再開報告)

第11条 設置者は、休止した有料老人ホームの運営を再開しようとするときは、次の各号に掲げる事項に係る書面を添えて、その2週間前の日までに有料老人ホーム再開報告（別記様式第6号）により正本1部及び副本1部を保健福祉事務所に提出するものとする。

- (1) 職員の配置等に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 資金計画に関する事項
- (4) 募集計画、市場分析及び市場調査に関する事項

2 保健福祉事務所長は、前項の有料老人ホーム再開報告の提出があったときは、これを知事に進達するものとする。

(現地確認)

第12条 知事は、廃止届出、変更届出（増築若しくは改築又は定員の変更に関するものに限る。）若しくは前条に規定する有料老人ホーム再開報告の進達があったとき、又は第10条に規定する事業開始報告を受け付けたときは、その職員にこれらの届出又は報告に係る有料老人ホームの実地の確認を行わせるものとする。有料老人ホームの事業の譲渡又は設置者の法人の分割若しくは合併その他の事情により実質的にその事業が継続されているとき、事務処理の際に実地の確認を行っているときその他実地の確認の必要ない事由のあるときは、この限りでない。

- 2 知事は、変更届出（増築若しくは改築又は定員の変更に関するものを除く。）を受け付けた場合であって、入居者の処遇に関して必要のあるときは、その職員に当該届出に係る有料老人ホームの実地の確認を行わせるものとする。

第4章 雑則

（有料老人ホーム情報の報告・公表）

第13条 省令第21条の3に規定する知事の定める方法は、7月1日現在の重要事項説明書を保健福祉事務所に提出することによるものとする。

- 2 省令第21条の3に規定する知事の定める日は、7月31日とする。この場合において、7月31日が県の休日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。）であるときは、同条例第2条の規定の例による。

3 設置者は、法第29条第9項の報告に併せて次の各号に掲げる書類を保健福祉事務所に提出するものとする。

- (1) 直近の事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書その他の財務諸表。この項において同じ。）
- (2) 他業を営んでいる場合には、他業に係る直近の事業年度の決算報告書
- (3) 親会社がある場合には、親会社の業務に係る直近の事業年度の決算報告書
- (4) その他知事が指定する書類

4 保健福祉事務所長は、第1項の重要事項説明書及び第3項に規定する書類の提出があったときは、これを取りまとめて知事に進達するものとする。

（未届有料老人ホームに関する手続の特例）

第14条 高齢者の居住する施設について、有料老人ホームに当たるか否かの調査の方法については、別に定める。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、有料老人ホームの設置及び運営の指導に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年9月3日から施行する。
- 2 第10条第1項中「同月」とあり、同条第2項中「7月」とあるのは、平成3年度に限り「9月」と読み替えるものとする。
- 3 この要綱の施行日前から設置及び運営されている有料老人ホームについては、この要綱及び指針に適合するための措置が採られなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年8月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年1月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第10条第1項中「7月」とあるのは、平成10年度に限り「4月」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月12日介高第30031-7号）

- 1 この要綱は、平成30年9月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の有料老人ホーム指導要綱の規定による手続を行っている設置予定者については、当該手続に関しては、なお従前のおりとする。